

# 新型コロナウイルス感染症への経済対策が発表されました

4月7日(火)について緊急事態宣言が出されましたが、同日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(HP参照 <https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/keizaitaisaku.html>)という、108兆円規模の対策が閣議決定されました。その内容は次の5つの柱で構成されています。

- I 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発
- II 雇用の維持と事業の継続のための支援の更なる強化
- III 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復
- IV 強靱な経済構造の構築
- V 今後への備え



主な経済対策はまずII、次にIIIとなります。内容は多岐にわたりますが、主なものをお伝えします。

## 「II 雇用の維持と事業の継続」の主な内容

項目	対策	内 容
1 雇用の維持	雇用調整助成金の特例措置の拡大	<p>緊急対応期間(令和2年4月1日~6月30日)は、助成率が中小企業は5分の4、大企業は3分の2。</p> <p>さらに、<b>解雇等を行わない場合</b>には、<b>中小企業は10分の9</b>、大企業は4分の3とするとともに、雇用保険被保険者でない非正規雇用労働者も対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支給要件については、売上の対前年同月比で<b>▲5%以上に緩和</b>する。</li> <li>計画書の事後提出を認める(6月30日まで)。</li> </ul>
2 資金繰り対策	従前の対策の拡充	<p>事業者の金利負担及び返済負担の軽減を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本政策金融公庫等の既往債務について、<b>実質無利子・無担保融資への借換を可能とする</b>(特別貸付、マル経融資等で、売上急減先などの要件あり)。</li> <li>民間金融機関でも実質無利子・無担保の融資制度を創設(制度融資活用)</li> <li>セーフティネット保証・危機関連保証の保証料の減免</li> <li>中小企業再生支援協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、特例リスクスケジュール計画策定支援を行う。</li> </ul> 
3 中小・小規模事業者等への支援	持続化給付金(仮称)	<p>事業収入が前年同月比<b>▲50%以上の事業者</b>について、前年度の事業収入からの減少額を<b>給付</b>する。</p> <p><b>給付額 = 前年の総売上 - (前年同期比▲50%以上の月の売上 × 12ヶ月)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中堅・中小企業は<b>上限 200万円</b></li> <li>個人事業主は<b>上限 100万円</b></li> </ul>
	社会保険料の納付猶予	収入が減少した事業者の社会保険料の納付を <b>猶予</b> 。
	賃貸料	賃貸用ビルの所有者等に対する、飲食店等のテナント賃料の支払い <b>猶予</b> など柔軟な措置の <b>検討要請</b> の周知(R2.3.31 発出済み)
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業生産性革命推進事業の特別枠創設</li> <li>旅客自動車運送事業者の事業継続に資する道路運送法等の柔軟な運用 等</li> </ul>
4 生活に困っている世帯や個人への支援	生活支援臨時給付金	<p>世帯主の月間収入(本年2月~6月の任意の月)の減少状況が一定の要件を満たす場合、1世帯あたり<b>30万円の給付</b>を行う。 <b>オンライン申請が原則</b></p> <p>また、子育て世帯で<b>児童手当</b>(本則給付)を受給する世帯に対し、対象児童1人あたり<b>1万円を上乗せ</b>する。</p>
	国民健康保険等の免除等	感染症の影響により一定程度収入が下がった人に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う。

項目	対策	内 容						
	その他	未払賃金立替払の迅速・確実な実施 など						
5 税制措置	納税猶予制度の特例	2月以降、売上が前年同月比▲20%以上の全ての事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税を1年間猶予する。						
	固定資産税の軽減	<p>厳しい経営環境にある中小事業者等に対する軽減措置がとられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2020年度分 … 1年間の納税猶予(売上が前年同月比20%以上減)</li> <li>2021年度分 … 下の表の減免措置あり ただし2021年度分に限る</li> </ul>						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>2020年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高の対前年同期比減少額</th> <th>令和3年度課税分の減免率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>▲30%以上▲50%未満</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>▲50%以上</td> <td>全額</td> </tr> </tbody> </table>	2020年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高の対前年同期比減少額	令和3年度課税分の減免率	▲30%以上▲50%未満	2分の1	▲50%以上	全額
		2020年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高の対前年同期比減少額	令和3年度課税分の減免率					
	▲30%以上▲50%未満	2分の1						
▲50%以上	全額							
チケット代を払戻しない場合	文化芸術・スポーツイベントの入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、放棄した金額を寄附金控除(所得控除又は税額控除)の対象とする							
繰戻還付	資本金1億円超 10億円以下の企業について適用可能とする							
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>テレワーク等のための中小企業の設備投資税制</li> <li>自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長 など</li> </ul>							

事業者は、条件が合う限り、上記「1.雇用の維持」の助成金や給付金など、返済不要の資金を集めましょう。また資金繰り支援(支払猶予含む)制度を利用し、厳しい状況に対応する必要があります。

### 「Ⅲ 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復」の主な内容

反転攻勢の段階では、今回の事態により甚大な影響を受けた分野、特に観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対し次の支援が為される予定です。

- 下記の者に割引・ポイント・クーポン券等を付与する
  - キャンペーン期間中の旅行商品を購入した消費者
  - 飲食店を予約・来店した消費者、食事券を購入した消費者
  - イベント・エンターテインメントのチケットを購入した消費者
- 全国の商店街等において、賑わいを回復するためのイベント開催等のキャンペーン実施を支援



※ Ⅱ、Ⅲの経済対策には、国会で補正予算が成立することが前提となるものが含まれます。

※ 給付金についての実際の運用は5月になると言われています。

ぜひ注目して、利用できるものはどんどん使えるようにしましょう。



経済産業省の特設 HP 上でも、上記に係る資料を掲載しております。

「[経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連](#)」でネット検索するか、右記 QR コードを読み取りの上「[新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ](#)」をご参照下さい。又、厚生労働省・金融庁のサイトもあわせてご覧いただき、**最新の情報でご確認ください**ようご留意ください。



#### @ 4月の予定

- 4/10 ・ 3月分源泉所得税  
 ・ 住民税の特別徴収税額納付期限
- 4/30 ・ 2月決算法人の確定申告  
 ・ 5,8,11月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

